

## 韓国の新しい国籍法

外国国籍不行使誓約を中心に

趙 慶 済\*

### 1. 制定までの経緯

韓国政府は2009年5月21日に「国籍法一部改正法律案」を立法予告し、同年12月29日に国会に上程した。同法律案は、翌日の12月30日には国会の常設委員会である法制司法委員会に回付され、翌年（2010年）2月16日に同委員会に上程された。その後、同委員会の審議中に、同委員会の法案審査委員会が修正案を示したので<sup>1)</sup>、同年4月19日同委員会はその修正案を可決した。同法律案は、同年4月21日開会された第289回第8次国会の本会議で可決され、同年5月4日に「国籍法一部改正法律」（以下「改正法」という）は法律第10275号として公布された。なお、一部の条項は公布と同時に施行されているが、その余は2011年1月1日に施行される（附則1条）<sup>2)</sup>。

今回の改正は、優秀外国人の特別帰化制度の新設や外国国籍不行使誓約制度の導入により単一国籍政策の転換を図るなど韓国国籍法制の骨格を変える画期的なものである。

本稿では、改正法の内容を紹介するとともに、資料として、「国籍法（改正法の条項は改正前の条項と対照）」、2010年9月29日立法予告された「国籍法施

---

\* ちょう・きょんじえ 司法書士・立命館大学非常勤講師

- 1) 修正箇所は全9条にわたるが、複数国籍者が従事できない分野の関連法令を整備することの理由で施行日を公布後6カ月から2011年1月1日に延長した（改正法11条の2第2項参照）。
- 2) 公布と同時に施行された条項は、複数国籍者の選択義務（改正法12条1項本文）、兵役法第8条による第一国民役に編入された者の国籍選択期間の特則（改正法12条2項）、大韓民国の国籍選択手続（改正法13条）、国籍選択不履行で大韓民国国籍を喪失した者に対する特例（改正法附則2条、一部除く）、家族関係の登録等に関する法律44条2項6号の改正（改正法附則4条1項）である。

行令一部改正案」(以下「施行令案」という)と「 国籍法施行規則一部改正案」(以下「規則案」という)を掲載し、また、規則案に示されている「 外国国籍不行使誓約書」「 外国国籍不行使誓約確認書」「 国籍選択申告書」「 国籍選択命令書」の別紙書式も掲げておいた。資料はいずれも筆者の拙訳である。

## 2. 改正法の主な内容

### (1) 特別帰化要件対象者の拡大(改正法7条1項3号 新設)

改正法は、特別帰化対象者に「科学・経済・文化・体育等の特定分野で著しく優秀な能力を保有する者で大韓民国の国益に寄与すると認められた者」を加えた。特別帰化とは、法第5条で規定する一般帰化の要件である、5年以上の住所要件(1号)、能力要件(2号)、生計要件(4号)を備えなくても帰化許可されるものである。施行令案6条3項は、それら対象者を次のように定めている。「1. 中央行政機関の長、国会事務総長、法院行政処長又は憲法裁判所事務処長等の推薦した者」「2. 公共機関・団体の長、4年制大学の総長その他これに準ずる機関・団体の長が推薦する者で法務部長官が認定する者」「3. 受賞、研究実績、経歴等で国際的權威を認められている者で法務部長官が認定する者」である。これまでの特別帰化の対象者は、韓国国民と血縁関係があるか若しくは独立運動等の子孫など韓国と何らかの関連のある者であったが、改正法はそれらに優秀外国人を加えた。なお、改正法の特別帰化対象者の認定等は、別に設置される国籍審議委員会の審議を経て法務部長官が定めるとされている(改正法7条2項、施行令案6条2項)。

### (2) 二重国籍者の用語の変更と複数国籍者の法的地位の明文化(改正法11条の2 新設)

国籍法では、国籍を2個以上有する者をこれまでは「二重国籍者」の用語で表現していたが、3個以上の国籍を有する者を含めていないというイメージなどを払拭するために、改正法はそれを「複数国籍者」の用語に変更した。

そこで「出生若しくはその他本法に従い大韓民国の国籍と外国国籍を共に有することになった者」を「複数国籍者」と定義付け<sup>4)</sup>、複数国籍者は「大韓民国法令の

---

3) 国籍法施行令及び国籍法施行規則一部改正政令(案)、法務部公告第2010 193号として2010年9月29日に立法予告され意見提出締切日は同年10月19日である。

4) 複数国籍者の統計は、「先天的複数国籍者が出生申告をしない場合もあり、出生申告をする場合にも国家別にカード化して管理していないので、事実上異なって申告できることもあるために正確な現状把握は困難」としながら、2009年7月末現在で国内滞留複数国

## 韓国の新しい国籍法（趙）

適用では大韓民国の国民としてだけ処遇する」とし「関係法令に従い外国国籍を保有する状態で職務を遂行できない分野に従事する場合には外国国籍を放棄しなければならない」と、複数国籍者の包括的な法的地位を明文化した。

なお、改正法11条の2で定める出生以外の事由による複数国籍者について、施行令案16条は「1. 法第10条第2項に従い外国国籍不行使誓約をした者」「2. 大韓民国の国民で法第15条第2項に従い外国国籍を取得することになった後6カ月内に法務部長官に大韓民国の国籍の保有の意思を申告した者」「3. 法律第10275号国籍法一部改正法律附則第2条第1項に従い法務部長官に外国国籍不行使誓約をして大韓民国国籍を再取得したか同条第2項に従い外国国籍を再取得した後に外国国籍不行使誓約をした者」と規定している。

### (3) 複数国籍者に対する国籍選択手続の緩和

#### 外国国籍放棄義務の期間の延長と放棄義務の緩和（改正法10条 改正）

国籍法10条は、後天的に韓国国籍を取得して複数国籍者になった者について外国国籍を放棄する義務を規定したものである。外国人が韓国国籍を取得したときは外国国籍を放棄しなければならないが、改正法では、その放棄期間をこれまでの6カ月から1年に延長した（改正法10条1項）。なお、後に述べるように後天的に韓国国籍を取得した者の中の一定の者は、1年以内に外国国籍不行使誓約を申告すれば複数国籍者になるが（改正法10条2項各号）、その申告を行えば国籍選択義務は免れる（改正法12条1項ただし書）。しかし、それらの者が外国国籍の放棄も外国国籍不行使誓約もしなければ、原則として期間が経過したときに韓国国籍を喪失する（改正法10条3項）。

#### 国籍選択命令制度の導入（改正法14条の2 新設）

これまでの国籍選択制度は、出生などの事由で満20歳になるまでに複数国籍者になった者は満22歳になる前に、満20歳になってから複数国籍者になった者はそれから2年以内に、韓国国籍を選択する者は外国国籍を放棄する方法で、外国国籍を選択する者は韓国国籍を離脱する方法で、国籍を選択しなければならなかった（改正前国籍法12条、13条、14条）。しかも、それらの選択をしなかった者はその期間が経過したときに韓国国籍を当然に喪失すると規定していた（改正前国籍法12条2項）。

---

籍者は、米国31,638人、日本15,065人、カナダ1,915人、ベトナム1,710人等で総計58,102人とのことである（2010.4.19 법제사법위원회 「국적법일부개정 법률안심사 보고서」（法制司法委員会「国籍法一部改正法律案審査報告書」）3頁）。

改正法も、後に述べる外国国籍不行使誓約をした者を除いて、従来の国籍選択制度の枠組みを基本的に存置している(改正法12条, 13条)。

しかし、「兵役法」第8条の第一国民役に編入された者の選択期間は別に定められ(改正法12条2項, 3項, 改正法13条2項ただし書)、いわゆる「遠征出産者」が韓国国籍を選択する場合には外国国籍の放棄だけが可能となり後に述べる外国国籍不行使誓約は認められていない(改正法13条3項)<sup>5)</sup>。

改正法で導入された国籍選択命令制度とは、満20歳になるまでに複数国籍者になった者が22歳までに、満20歳になってから複数国籍者になった者が2年以内に国籍を選択しなければ、法務部長官が1年以内に一つの国籍を選択するように命ずる制度である<sup>6)</sup>。国籍選択命令を受けた者は、韓国国籍を選択する場合には外国国籍を放棄するか後で述べる外国国籍不行使誓約をして国籍選択を申告しなければならない(改正法14条の2第3項, 施行令案18条の2第3項)。また、外国国籍を選択する場合には、韓国国籍を離脱しなければならない(改正法14条の2第1項, 施行令案18条の2第3項)。国籍選択命令に従わずに国籍選択を履行しないままその期間が経過したときには、複数国籍者は韓国国籍を喪失する(法14条の2第4項)。

改正法は、これまでの期間経過による韓国国籍の当然喪失を改め、1年間の猶予期間を設けて当事者の意思を促す国籍選択命令制度を新設した。

「外国国籍不行使誓約」制度の導入(改正国籍法10条2項, 12条, 13条 新設)

改正法は、複数国籍者が韓国国籍を選択する一つに、「大韓民国で外国国籍を行使しない旨」を法務部長官に誓約するという方式を採用した。「外国国籍不行使誓約」といわれるものである。

複数国籍者は、出生により複数国籍者になった者以外に「1. 法第10条第2項に従い外国国籍不行使誓約をした者」、「2. 大韓民国の国民で法第15条第2項に従い

---

5) 「遠征出産者」とは、「出生当時に母が子女に外国国籍を取得させる目的で外国で滞留中であつた事実が認められた者」で(改正法13条3項)、施行令案17条4項では「国内に生活基盤を置いている母が妊娠した後子女の外国国籍取得を主たる目的にして出国し外国で滞留する間に出生した者をいう。ただし、父又は母が永住、留学、勤務等社会通念上相当の事由で外国で滞留中に出生した者は除かれる。」と定める(規則案11条の2参照)。

6) 国籍選択命令書の書式は、後掲資料「別紙第8号の2書式」(規則案12条の2)なお、国籍選択命令対象者とは、出生によって複数国籍者になった者及び外国人との身分変動により外国国籍を取得したが取得日から6カ月以内に韓国国籍の保有申告(法15条2項)をして複数国籍者になった者で、法12条所定の期間内に国籍選択をしなかった者になろう。

## 韓国の新しい国籍法（趙）

外国国籍を取得することになった後6カ月内に法務部長官に大韓民国国籍の保有の意思を申告した者」<sup>3</sup>。法律第10275号国籍法一部改正法律附則第2条第1項に従い法務部長官に外国国籍不行使誓約をして大韓民国国籍を再取得したか若しくは同条第2項に従い外国国籍を再取得した後外国国籍不行使誓約をした者」（施行令案16条）のいずれか一つに該当する者である。

複数国籍者を列挙すれば、以下のようになる。

- (i) 出生により複数国籍者になった者
- (ii) 改正法10条2項により外国国籍不行使誓約をした者。具体的には、ア 配偶者が韓国人であり、その配偶者と婚姻生活を維持している結婚移民者で簡易帰化した者（1号）<sup>7)</sup>、イ 韓国に特別の功労がある者又は優秀な外国人で特別帰化した者（1号）<sup>8)</sup>、ウ 国籍回復許可で国籍を取得した者で韓国に特別の功労がある者又は優秀な外国人に該当していると法務部長官が認めた者（2号）、エ 未成年で海外で入養した後に外国国籍を取得し外国で継続居住しながら国籍回復許可で国籍を取得した者（3号）、オ 外国に長期居住し永住目的で満65歳以後に韓国に入国した者で国籍回復許可で国籍を取得した者（4号）<sup>9)</sup>、カ 本人の意思にもかかわらず外国の法律等により外国国籍の放棄が困難な者で大統領令で定める者（5号）<sup>10)</sup>、である。

---

7) 婚姻帰化者は2005年7,075人であったが2009年は17,141人であり、国籍別（2009年）では、中国11,744人、ベトナム3,754人である（법무부 출입국·외국인 정책본부 『2009 출입국·외국인 정책통계 연보』(法務部出入国·外国人政策本部 『2009 出入国·外国人政策統計年報』)(以下「統計年報」という、709頁)。なお、帰化者の総数は、1991年49人であったが2009年は25,044人である（統計年報714頁）。

8) 帰化の総計は、2005年は12,299人（一般帰化107人・簡易帰化（婚姻帰化7,075人その他1,356人）・特別帰化3,761人）であったが、2009年は25,044人（一般帰化56人・簡易帰化（婚姻帰化17,141人その他407人）・特別帰化7,440人）である（법무부 출입국·외국인 정책본부 『2009 출입국·외국인 정책연감』(法務部出入国·外国人政策本部 『2009 出入国·外国人政策年鑑』) 53頁）。

9) 国籍回復で国籍を取得した者は、1991年489人であったが、2003年1,748人、2004年2001人、2005年4675人、2006年648人、2007年1,783人、2008年3,740人、2009年1,712人である（統計年報714頁）。

10) 施行令案13条は「1. 外国の法律及び制度に基づき、外国国籍の放棄が不可能か若しくはそれに準ずる事情が認定される者、2. 大韓民国国籍を取得した後相当の期間内に外国国籍の放棄手続を開始していたか若しくは外国の法律及び制度に基づいて法第10条第1項に規定する期間内に国籍放棄手続を終えるのが困難な事情を証明する書類を事務所長等に提出した者」としている。

- (iii) 国籍法15条2項で定められている身分変動によって外国国籍を取得し複数国籍者になったが6カ月以内に韓国国籍保有意思を申告した者。具体的には、ア 婚姻でその配偶者の国籍を取得した者(1号)、イ 外国人に入養し養父又は養母の国籍を取得した者(2号)、ウ 外国人である父又は母に認知されその父又は母の国籍を取得した者(3号)、エ 外国国籍を取得し韓国国籍を喪失した者の配偶者若しくは未成年の子でその外国の法律により共に外国国籍を取得した者(4号)、である。
- (iv) 改正前国籍法により国籍選択義務を履行せずに韓国国籍を喪失した者で公布日から2年以内に外国国籍不行使誓約をして韓国国籍を再取得した者(改正法附則2条1項)、改正前国籍法で外国国籍を放棄して韓国国籍を選択した者で本法公布日から5年以内にその外国国籍を再取得してその日から6カ月以内に外国国籍不行使誓約をした者(改正法附則2条2項)。

上記(i)の複数国籍者は、所定の選択期間内に「外国国籍不行使誓約書」を出入国管理事務所の長等に提出した後に韓国国籍選択申告書を法務部長官に提出しなければならない(改正法13条1項、施行令案17条1項)。この場合には国内に住所があることは要件とされていない(施行令案17条6項ただし書)。

上記(ii)の複数国籍者は、複数国籍になったときから1年以内に「外国国籍不行使誓約書」を出入国管理事務所の長等に提出しなければならない(改正法10条2項、施行令案11条3項)<sup>11)</sup>。この場合には国内に住所があることが必要である(施行令案11条3項ただし書)<sup>12)</sup>。

上記(iii)の附則2条1項により韓国国籍を再取得しようとする者は、「外国国籍不行使誓約書」を提出した後に「国籍取得申告書」を提出しなければならない(施行令案附

---

11) 書式は、後掲資料 「別紙第5号の2書式」(規則案8条の2第1項)。なお、国籍選択申告書の書式は、後掲資料 「別紙第7号書式」(規則案11条1項)。

12) 法務部出入国・外国人政策本部が2010年5月17日(同年7月13日改訂)発行した「改正国籍法Q & A」(6頁)で、「複数国籍者は外国人登録では駄目とのことですが、ではどのようにするのですか」との問いに「現在外国人登録をしている複数国籍者は2010.12.31.まで外国人登録証を返納し住民登録をしなければならない。また、現在外国人登録をした複数国籍者で滞留期間を延長しようとする者は延長ができず、滞留期間が満了する前に外国人登録証を返納し住民登録をするのが原則である。……外国旅券で入国し外国人登録をしようとする複数国籍者は外国人登録ができないので住民登録をしなければならない。ただし、外国人登録をすべき止むを得ない事情があることを疎明する場合には2010.12.31.までを最長期間として外国人登録ができる。複数国籍者が国内に居住するためには2011.1.1.からは外国人登録ができず必ず住民登録をすること」と説明している。

## 韓国の新しい国籍法（趙）

則2条1項）。また附則2条2項により外国国籍を再取得した韓国国民は「外国国籍不行使誓約書」を作成し出国管理事務所の長等に提出しなければならない。後者の場合は国内に住所があることは要件とされない（施行令案附則2条5項ただし書）。

「外国国籍不行使誓約書」を提出したときには法務部長官は「外国国籍不行使誓約確認書」を提出者に交付する（施行令案11条4項、17条6項、附則5項本文<sup>13)</sup>14)）。

なお、外国国籍不行使誓約をした複数国籍者がその誓約に著しく反する行為をした場合には<sup>15)</sup>、法務部長官は通常であれば1年の国籍選択命令の期間を6カ月に短縮して一つの国籍を選択するように命ずることができる（改正法14条の2第2項5項、施行令案18条の2第4項）。

### 複数国籍者に対する国籍喪失決定制度の導入（改正法14条の3）

「外国国籍不行使誓約」制度の導入等によって複数国籍者の増大が予想される。そこで、改正法は、出生により複数国籍者となった者を除き「大韓民国の国籍を保有することが著しく不適合と認められる場合には聴聞を経て大韓民国国籍の喪失を決定する」ことができる国籍喪失決定制度を導入した。

「国家安保、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為をした場合」、「大韓民国の社会秩序維持に相当の支障を招く行為で大統領令で定める場合」を国籍の喪失原因としている（1項1号、2号）。後者について、施行令案18条の2、規則案12条の3では具体的な罪名等を掲げている。これらに該当する複数国籍者は聴聞を経た後に国籍喪失の決定がなされればその決定のときに韓国の国籍を喪失する（改正法14条の3第2項）。なお、国籍喪失原因に該当するかどうか等は後に述べる国籍審議委員会の審議事項である（施行令案28条1項2号）。

---

13) 書式は、後掲資料「別紙第5号の3書式」（規則案8条の2第3項）。

14) 「外国国籍不行使誓約」に伴い生じる法的効果はどのように考えるべきなのか。例えば、日・韓複数国籍者が「韓国」で「外国国籍不行使誓約」を行えば、日本国籍法11条2項でいう「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う」に該当し日本の国籍を失うか、という問題である。この点は、今後日本当局がどのような見解を公表するかによるが、日本の「選択の宣言」（日本国籍法14条2項、15条参照）に類似した制度と考えれば、日本当局が日本の国籍を喪失するという見解に立つとは考えにくい。

15) 誓約に著しく反する行為について「1. 反復して外国旅券で大韓民国を出入国するか若しくは外国国籍を行使する目的で外国人登録又は居所申告をした場合、2. 正当な事由なく大韓国内で外国旅券等を利用し国家・地方団体、公共機関、公共団体又は教育機関等を相手に外国人として権利を行使したか若しくは権利を行使しようとした場合」としている（施行令案18条の2第4項）。

(4) 複数国籍者に関する通報義務の整備(改正法14条の4 新設)

これまで公務員は国籍喪失者を発見したときは法務部長官に通報する義務があり、また法務部長官には国籍喪失者に関する家族関係登録官署や住民登録官署への通報義務が明文化されていた(法16条2項)。

改正法は、今後予想される複数国籍者の増大に備えて複数国籍者に関する通報制度を整備した。それによると、複数国籍者については、公務員による法務部長官への通報義務に加えて、公務員が当事者に質問若しくは必要書類の提出を要請することができるものと定められている(改正法14条の4第2項)。

また、施行令案18条の4では、通報書類の記載事項を示し通報を受けた出入国管理事務所等の長は記録表の作成が義務付けられている。

(5) 国籍審議委員会の設置(施行令案28条,規則案15条の2 新設)

特別帰化の対象者として新設された「科学・経済・文化・体育等の特定分野で著しく優秀な能力を保有する者で大韓民国の国益に寄与すると認められた者」に関する事項(法7条1項3号)や、複数国籍者の韓国国籍喪失決定に関する「国家安保、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為をする場合」等(改正法14条の3)の認定等を審議するために国籍審議委員会の設置が予定されている。

(2010年10月29日記)

(出典)

- 国籍法 (<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=104818#0000> 国家法令情報センター)
- 国籍法施行令一部改正案, 国籍法施行規則一部改正案 ([http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs\\_04/ShowData.do](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_04/ShowData.do) 法務部立法予告)
- 법제사법위원회 「국적법일부개정법률안심사보고서」 (法制司法委員会 「国籍法一部改正法律案審査報告書」) ([http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=ARC\\_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3) 韓国国会法制司法委員会)
- 법무부 출입국・외국인 정책본부 『2009출입국・외국인 정책통계 연보』 (法務部出入国・外国人政策本部 『2009出入国・外国人政策統計年報』)
- 법무부 출입국・외국인 정책본부 『개정 국적법Q&A』 (法務部出入国・外国人政策本部 『改正国籍法Q & A』 2010年5月17日(同年7月13日改訂))  
(以上, <http://www.immigration.go.kr/HP/TIMM/index.do?strOrgGbnCd=104000> 法務部出入国・外国人政策本部)



韓国の新しい国籍法（趙）

国 籍 法

<p>改正前国籍法（1948年12月20日法律第16号，最終改正2008年3月14日法律第88925号）</p>	<p>国籍法の一部を改正する法律（2010年5月4日公布法律第10275号）</p>
<p>第1条(目的) 本法は，大韓民国の国民となる要件を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条（左に同じ）</p>
<p>第2条(出生による国籍の取得)                  次の各号のいずれか一に該当する者は，出生と同時に大韓民国の国籍を取得する。                  1．出生当時に父又は母が大韓民国の国民である者                  2．出生する前に父が死亡した場合には，その死亡当時に父が大韓民国の国民であった者                  3．父母がともに明らかでない場合若しくは国籍がない場合には大韓民国で出生した者                  大韓民国で発見された棄児は，大韓民国で出生した者と推定する。</p>	<p>第2条（左に同じ）</p>
<p>第3条(認知による国籍の取得)                  大韓民国の国民でない者（以下「外国人」という）で，大韓民国の国民である父又は母によって認知された者が，次の各号の要件を全てを備えれば法務部長官に申告することにより大韓民国の国籍を取得することができる。                  1．大韓民国の「民法」上未成年であること                  2．出生当時に父又は母が大韓民国の国民であったこと                  第1項に従い申告した者はその申告をしたときに大韓民国の国籍を取得する。                  第1項による申告手続とその他</p>	<p>第3条（左に同じ）</p>

<p>必要な事項は、大統領令で定める。</p>	
<p>第4条(帰化による国籍の取得)                  大韓民国の国籍を取得した事実のない外国人は、法務部長官の帰化許可を得て大韓民国の国籍を取得することができる。                  法務部長官は、帰化許可の申請を受けたときには、第5条から第7条までの帰化の要件を備えているか否かを審査した後に、その要件を備えた者に限り帰化を許可する。                  第1項に従い帰化の許可を得た者は、法務部長官がその許可をしたときに大韓民国の国籍を取得する。                  第1項と第2項による申告手続と審査等に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>第4条(左に同じ)</p>
<p>第5条(一般帰化の要件) 外国人が帰化許可を得るためには、第6条若しくは第7条に該当する場合の外に次の各号の要件を備えなければならない。                  1. 5年以上継続して大韓民国に住所があること                  2. 大韓民国の「民法」上成年であること                  3. 品行が端正であること                  4. 自己の資産若しくは技能によるか若しくは生計を同じくする家族に依存して生計を維持する能力があること                  5. 国語能力と大韓民国の風習に対する理解等大韓民国の国民としての基本素養を備えていること</p>	<p>第5条(左に同じ)</p>

第6条(簡易帰化の要件) 次の各号のいずれか一に該当する外国人で大韓民国に3年以上継続して住所がある者は第5条第1号の要件を備えなくても帰化許可を得ることができる。

1. 父又は母が大韓民国の国民であった者
2. 大韓民国で出生した者で父又は母が大韓民国で出生した者
3. 大韓民国国民の養子で入養当時大韓民国の「民法」上成年であった者

配偶者が大韓民国の国民である外国人で、次の各号のいずれか一に該当する者は第5条第1号の要件を備えなくても帰化許可を得ることができる。

1. その配偶者と婚姻した状態で大韓民国に2年以上継続して住所がある者
2. その配偶者と婚姻した後に3年が経過し、婚姻した状態で大韓民国に1年以上継続して住所がある者
3. 第1号若しくは第2号の期間を満たさなくても、その配偶者と婚姻した状態で大韓民国に住所を置いていて、その配偶者の死亡若しくは失踪又はその他自らの責任のない事由で正常な婚姻生活をできなかった者で第1号若しくは第2号の残余期間を満たし法務部長官が相当と認める者
4. 第1号若しくは第2号の要件を充足しなかったが、その配偶者との婚姻により出生した未成年の子を養育しているか若しく

第6条（左に同じ）

<p>は養育すべき者で、第1号若しくは第2号の期間を満たし法務部長官が相当と認める者</p>	
<p>第7条(特別帰化の要件) 次の各号のいずれか一に該当する外国人で大韓民国に住所がある者は第5条第1号・第2号又は第4号の要件を備えなくても帰化許可を得ることができる。</p> <p>1. 父又は母が大韓民国の国民である者。ただし、養子として大韓民国の「民法」上の成年となった後に入養した者は除く。</p> <p>2. 大韓民国に特別の功労がある者</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>法務部長官は第1項第2号に該当する者に帰化を許可しようとすれば大統領の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>第7条(特別帰化の要件) (左に同じ)</p> <p>1.(左に同じ)</p> <p>2.(左に同じ)</p> <p>3. <u>科学・経済・文化・体育等の特定分野で著しく優秀な能力を保有する者で大韓民国の国益に寄与すると認められた者</u> <u>第1項第2号及び第3号に該当する者を定める基準及び手続は大統領令で定める。</u></p>
<p>第8条(随伴取得) 外国人の子で、大韓民国の「民法」上未成年である者は、父又は母が帰化許可を申請するとき共に国籍取得を申請することができる。</p> <p>第1項により国籍取得を申請した者は、法務部長官が父又は母に帰化を許可したときに共に大韓民国の国籍を取得する。</p> <p>第1項による申請手続とその他必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>第8条(左に同じ)</p>
<p>第9条(国籍回復による国籍の取得) 大韓民国の国民であった外国人は、法務部長官の国籍回復許可を得て大韓民国の国籍を取得するこ</p>	<p>第9条(左に同じ)</p>

<p>とができる。</p> <p>法務部長官は、国籍回復許可申請を受けて、審査した後次の各号のいずれかに該当する者には国籍回復を許可してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家又は社会に危害を及ぼした事実がある者</li> <li>2. 品行が端正でない者</li> <li>3. 兵役を忌避する目的で大韓民国の国籍を喪失したか若しくは離脱した者</li> <li>4. 国家安全保障・秩序維持または公共福利のために法務部長官が国籍回復を許可することが適当ではないと認めたる者</li> </ol> <p>第1項により国籍回復許可を得た者は、法務部長官が許可をしたときに、大韓民国の国籍を取得する。</p> <p>第1項と第2項による申請手続と審査等に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>国籍回復許可による随伴取得に関しては第8条を準用する。</p>	
<p>第10条(国籍取得者の外国国籍の放棄義務) 大韓民国国籍を取得した外国人で外国国籍を有している者は大韓民国の国籍を取得した日から6カ月内にその外国国籍を放棄しなければならない。</p> <p><u>新設</u></p>	<p>第10条(国籍取得者の外国国籍の放棄義務) ..... <u>1年</u>.....</p> <p>.....</p> <p><u>第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は大韓民国国籍を取得した日から1年内に外国国籍を放棄するか若しくは法務部長官が定めるところに従い大韓民国で外国国籍を行使しない旨を法務部長官に誓約しなければならない。</u></p>

<p>第1項を履行しなかった者はその期間が経過したときに大韓民国の国籍を喪失する。ただし、本人の意思にもかかわらず第1項を履行するのに困難な者で大統領令で定める場合に該当する者はその限りではない。</p>	<p>1. 帰化許可を得たときに第6条第2項第1号・第2号又は第7条第1項第2号・第3号のいずれか一に該当する事由のある者                  2. 第9条に従い国籍回復許可を得た者で第7条第1項第2号又は第3号に該当している法務部長官が認めた者                  3. 大韓民国の「民法」上成年になる前に外国人に入養した後に外国国籍を取得し外国で継続居住しながら第9条に従い国籍回復許可を得た者                  4. 外国で居住しながら永住する目的で満65歳以後に入国し第9条に従い国籍回復許可を得た者                  5. 本人の意思にもかかわらず外国の法律及び制度に基づき第1項を履行するのに困難な者で大統領令で定める者                  第1項又は第2項……………。                  ただし書削除</p>
<p>第11条(国籍の再取得) 第10条第2項に従い大韓民国の国籍を喪失した者がその後1年内にその外国国籍を放棄すれば法務部長官に申告することにより大韓民国の国籍を再取得することができる。                  第1項に従い申告した者はその申告をしたときに大韓民国の国籍を取得する。                  第1項による申告手続とその他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第11条(国籍の再取得) 第10条第3項に従い大韓民国国籍を喪失した者がその後1年内にその外国国籍を放棄すれば法務部長官に申告することにより大韓民国国籍を再取得することができる。                  (左に同じ)                    (左に同じ)</p>

<p>新設</p>	<p>第11条の2 (複数国籍者の法的地位等)</p> <p>出生若しくはその他本法に従い大韓民国の国籍と外国国籍を共に有することになった者（以下「複数国籍者」という）は大韓民国の法令適用では大韓民国の国民としてだけ処遇する。</p> <p>複数国籍者が関係法令に従い外国国籍を保有した状態で職務を遂行できない分野に従事しようとする場合には外国国籍を放棄しなければならない。</p> <p>中央行政機関の長が複数国籍者を外国人と同一に処遇する内容に法令を制定又は改正する場合には予め法務部長官と協議しなければならない。</p>
<p>第12条 (二重国籍者の国籍選択義務)</p> <p>出生若しくはその他本法に従い満20歳になる前に大韓民国の国籍と外国国籍を共に有することになった者（以下「二重国籍者」という）は満22歳になる前まで、満20歳になった後に二重国籍者になった者はそのときから2年以内に第13条と第14条に従い一の国籍を選択しなければならない。ただし、「兵役法」第8条に従い第1国民役に編入された者は編入されたときから3ヵ月以内に一の国籍を選択するか若しくは第3項各号のいずれかに該当するときから2年以内に一の国籍を選択しなければならない。</p> <p>第1項に従い国籍を選択しなかった者は第1項の満22歳又は2年が経過したときに大韓民国の国籍を喪失する。</p>	<p>第12条 (複数国籍者の国籍選択義務)</p> <p>満20歳になる前に複数国籍者になった者は満22歳になる前まで、満20歳になった後に複数国籍者になった者はそのときから2年以内に第13条と第14条に従い一の国籍を選択しなければならない。ただし、第10条第2項に従い法務部長官に大韓民国で外国国籍を行使しない旨を誓約した複数国籍者は除く。</p> <p>第1項本文にもかかわらず、「兵役法」第8条に従い第1国民役に編入された者は編入されたときから3ヵ月以内に一の国籍を選</p>

<p>直系尊属が外国で永住する目的なしに滞留した状態で出生した者は兵役義務の履行に関して次の各号のいずれか一に該当すれば第14条による国籍離脱申告をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現役・上級予備役又は補充役で服務を終えるか終了のものとなされた場合</li> <li>2. 兵役免除処分を受けた場合</li> <li>3. 第2国民役に編入された場合</li> </ol>	<p>択するか若しくは第3項各号のいずれか一に該当するときから2年以内に一の国籍を選択しなければならない。ただし、第13条に従い大韓民国の国籍を選択しようとする場合には第3項各号のいずれか一に該当する前であってもすることができる。</p> <p>.....該当する場合に限り.....。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (左に同じ)</li> <li>3. (左第2号と同じ)</li> <li>2. (左第3号と同じ)</li> </ol>
<p>第13条(大韓民国国籍の選択手続) <u>二重国籍者で大韓民国の国籍を選択しようとする者は第12条第1項で規定した期間内に外国国籍を放棄した後に法務部長官に大韓民国の国籍を選択する旨を申告しなければならない。</u></p> <p><u>新設</u></p>	<p>第13条(大韓民国国籍の選択手続) <u>複数国籍者で第12条第1項本文で規定した期間内に大韓民国の国籍を選択しようとする者は外国国籍を放棄するか若しくは法務部長官が定めるところに従い大韓民国で外国国籍を行使しない旨を誓約して法務部長官に大韓民国の国籍を選択する旨を申告することができる。</u></p> <p><u>複数国籍者で第12条第1項で規定した期間後に大韓民国の国籍を選択しようとする者は外国国籍を放棄した場合に限り法務部長官に大韓民国の国籍を選択する旨を申告することができる。ただし、第12条第3項第1号の場合に該当する者は、その場合に該当したときから2年以内は第1項で定める方</u></p>



韓国の新しい国籍法（趙）

<p><u>新設</u></p> <p>第 1 項による申告の受理要件， 申告手続，その他必要に事項は大統領令で定める。</p>	<p>式で大韓民国の国籍を選択する旨を申告することができる。</p> <p>第 1 項及び第 2 項ただし書にもかかわらず出生当時に母が子女に外国国籍を取得させる目的で外国で滞留中であつた事実が認められた者は外国国籍を放棄した場合に限り大韓民国の国籍を選択する旨の申告することができる。</p> <p>第 1 項から第 3 項までの規定………。</p>
<p>第14条(大韓民国国籍の離脱手続) 二重国籍者で外国国籍を選択しようとする者は第12条第 1 項で規定した期間内に法務部長官に大韓民国の国籍を離脱する旨を申告することができる。ただし、第12条第 1 項ただし書又は同条第 3 項に該当する者はその期間以内に又は該当事由が発生したときから申告することができる。</p> <p>第 1 項に従い国籍離脱の申告をした者はその申告をしたときに大韓民国の国籍を喪失する。</p> <p>第 1 項による申告手続とその他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第14条(大韓民国国籍の離脱の要件及び手続) 複数国籍者で外国国籍を選択しようとする者は外国に住所がある場合に限り住所地管轄の在外公館の長を経て法務部長官に大韓民国の国籍を離脱する旨を申告することができる。……第12条第 2 項本文………ときに限り………。</p> <p>………法務部長官が申告を受理した………。</p> <p>………申告及び受理の要件，………。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第14条の 2 (複数国籍者に対する国籍選択命令) 法務部長官は複数国籍者で第12条第 1 項又は第 2 項で定めた期間内に国籍を選択しなかった者に 1 年以内に一の国籍を選択することを命じなければならない。</p> <p>法務部長官は複数国籍者で第10条第 2 項，第13条第 1 項又は同条第 2 項ただし書に従い大韓民国で外国国籍を行使しない旨を誓約し</p>

	<p>た者がその趣旨に著しく反する行為をした場合には6カ月内に一の国籍を選択することを命ずることができる。</p> <p>第1項又は第2項に従い国籍選択命令を受けた者が大韓民国の国籍を選択しようとするには外国国籍を放棄しなければならない。</p> <p>第1項又は第2項に従い国籍選択の命令を受けてもそれに従わない者はその期間が経過したときに大韓民国の国籍を喪失する。</p> <p>第1項及び第2項による国籍選択の手續と第2項による誓約に反する顕著な行為類型は大統領令で定める。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第14条の3(大韓民国国籍の喪失決定)</p> <p>法務部長官は複数国籍者が次の各号のいずれか一の事由に該当し大韓民国の国籍を保有することが著しく不適合と認められる場合には聴聞を経て大韓民国国籍の喪失を決定することができる。ただし、出生によって大韓民国の国籍を取得した者は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家安保、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為をした場合</li> <li>2. 大韓民国の社会秩序の維持に相当の支障を招く行為で大統領令で定める場合</li> </ol> <p>第1項による決定を受けた者はその決定を受けたときに大韓民国の国籍を喪失する。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p>第14条の4(複数国籍者に関する通報義務等) 公務員がその職務上複数国籍者を発見したときは遅滞なく法務部長官にその事実を通報</p>

韓国の新しい国籍法（趙）

	<p><u>しなければならない。</u>  <u>公務員がその職務上複数国籍者かどうかを確認する必要がある場合には当事者に質問をするか若しくは必要な資料の提出を要請することができる。</u>  <u>第1項による通報手続は大統領令で定める。</u></p>
<p>第15条(外国の国籍取得による国籍の喪失) 大韓民国の国民で自ら外国国籍を取得した者は、その外国国籍を取得したときに大韓民国の国籍を喪失する。</p> <p>大韓民国の国民で次の各号のいずれか一に該当する者はその外国国籍を取得したときから6カ月内に法務部長官に大韓民国の国籍を保有する意思がある旨を申告しなければ、その外国国籍を取得したときに遡及して大韓民国の国籍を喪失したものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人との婚姻でその配偶者の国籍を取得することになった者</li> <li>2. 外国人に入養しその養父又は養母の国籍を取得することになった者</li> <li>3. 外国人である父又は母に認知されその父又は母の国籍を取得することになった者</li> <li>4. 外国の国籍を取得し大韓民国の国籍を喪失することになった者の配偶者若しくは未成年の子でその外国の法律によれば共にその外国の国籍を取得することになった者</li> </ol> <p>外国国籍を取得することで大韓民国国籍を喪失することになった</p>	<p>第15条（左に同じ）</p>

<p>者についてその外国国籍の取得日を知ることができなければその者が使用する外国旅券の最初の発給日にその外国国籍を取得したものと推定する。</p> <p>第2項による申告手続とその他必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第16条(国籍喪失者の処理) 大韓民国国籍を喪失した者(第14条による国籍離脱の申告をした者は除く)は法務部長官に国籍喪失の申告をしなければならない。</p> <p>公務員がその職務上大韓民国の国籍を喪失した者を発見したときは遅滞なく法務部長官にその事実を通報をしなければならない。</p> <p>法務部長官はその職務上大韓民国の国籍を喪失した者を発見したか第1項又は第2項により国籍喪失の申告若しくは通報を受けたときは家族関係登録官署と住民登録官署に通報しなければならない。</p> <p>第1項から第3項までの規定による申告及び通報の手続とその他必要な事項は大統領令で定める。</p>	第16条(左に同じ)
<p>第17条(官報告示) 法務部長官は大韓民国の国籍の取得と喪失に関する事項が発生したときはその旨を官報に告示しなければならない。</p> <p>第1項による官報に告示する事項は大統領令で定める。</p>	第17条(左に同じ)
<p>第18条(国籍喪失者の権利変動) 大韓民国の国籍を喪失した者は、国籍を喪失したときから大韓民国の国民のみが享有することができる権利を享有できない。</p> <p>第1項に該当する権利のうち、</p>	第18条(左に同じ)

韓国の新しい国籍法（趙）

<p>大韓民国国民であったときに取得したもので譲渡できるものはその権利に関する法令で別に定めるところがなければ3年内に大韓民国の国民に譲渡しなければならない。</p>	
<p>第19条(法定代理人が行う申告等) 本法に規定された申請と申告に関してその申請若しくは申告をしようとする者が15歳未満であるときは法定代理人が代わってこれを行う。</p>	<p>第19条（左に同じ）</p>
<p>第20条(国籍の判定) 法務部長官は大韓民国の国籍を取得若しくは保有しているかどうか明らかでない者に対してこれを審査した後に判定することができる。 第1項による審査及び判定の手続その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第20条（左に同じ）</p>
<p>第21条(許可等の取消) 法務部長官は虚偽若しくはその他不正な方法で帰化許可若しくは国籍回復許可又は国籍保有判定を受けた者に対してその許可又は判定を取消することができる。 第1項による取消の基準・手続とその他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第21条（左に同じ）</p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>第22条(権限の委任)</u> 本法による法務部長官の権限は大統領令で定めるところに従いその一部を出入国管理事務所長又は出入国管理事務所出張所長に委任することができる。</p>
	<p>附則 第1条(施行日) 本法は2011年1月1日から施行する。ただし、第12条第1項本文、同条第2項及び第13条の</p>

改正規定と附則第2条(第3項の第14条の2第2項から第5項までに關する事項は除く)及び附則第4条第1項は公布した日から施行する。

第2条(国籍選択不履行で大韓民国の国籍を喪失した者に対する特例)

従前の第12条第2項に従い大韓民国の国籍を喪失していた者は大韓民国に住所を有する状態で本法公布日から2年以内に外国国籍を放棄するか、大韓民国で外国国籍を行使しない旨を誓約して法務部長官に申告をすることにより大韓民国の国籍を再取得することができる。ただし、男子は第12条第3項第1号に該当する者に限る。

従前の第13条に従い外国国籍を放棄して大韓民国の国籍を選択していた者が本法公布日から5年以内にその外国国籍を再取得したときには第15条第1項にもかかわらずその外国国籍の取得日から6ヵ月以内に大韓民国で外国国籍を行使しない旨を法務部長官に誓約すれば大韓民国の国籍を喪失しない。

第1項及び第2項による複数国籍者については第13条第3項及び第14条の2第2項から第5項までの改正規定を準用する。

第3条(外国国籍の放棄に關する適用例) 第10条の改正規定は本法施行前に従前の第10条第2項ただし書に該当して外国国籍を放棄しなかった者についても適用する。

第4条(他の法律の改正) 家族關係の登録等に關する法律の一部を次のように改正する。  
第44条第2項第6号の「二重国籍

韓国の新しい国籍法（趙）

者」を「複数国籍者」とする。  
第98条第1項第1号の「「国籍法」  
第13条第1項」を「「国籍法」  
第13条」に、「二重国籍者」を  
「複数国籍者」とする。

在外同胞の出入国と法的地位に  
関する法律の一部を次のように改  
正する。

第5条第2項第1号の「二重国籍  
者」を「複数国籍者」とする。

国籍法施行令一部改正案 (抄, 2010年 9 月29日立法予告案)

(注) 改正案条項組込版

第 1 条 (略)
第 2 条(認知による国籍取得申告の手續等) 「国籍法」(以下「法」という) 第 3 条第 1 項に従い大韓民国の国籍を取得するときは法務部令で定める国籍取得申告書を作成して出入国管理事務所長又は出入国管理事務所出張所長(以下「事務所長等」という)に提出しなければならない。 事務所長等は第 1 項の規定に従い申告書を受け付けたときにはこれを法務部長官に送付しなければならない。 法務部長官は第 1 項と第 2 項に従い国籍取得申告を受理したときはその事実を遅滞なく官報に告示し本人及び「家族関係の登録等に関する法律」第 10 条による本人の登録基準地(以下「登録基準地」という)の家族関係登録官署の長に通報しなければならない。
第 3 条 ~ 第 5 条 (略)
第 6 条(特別帰化対象者) 法第 7 条第 1 項第 2 号で「大韓民国に特別な功勞がある者」とは次の各号に該当する者をいう。 1. 本人又はその配偶者若しくは直系尊・卑屬が独立有功又は国家有功として関係法律に従い大韓民国政府から勲章・褒章又は表彰を受けた事実がある者 2. 国家安保・社会・経済・教育又は文化等多方面の分野で大韓民国の国益に寄与した功勞がある者 3. その他第 1 号及び第 2 号に準ずる功勞があったと法務部長官が認めた者 第 7 条第 1 項第 3 号に規定する者は国籍審議委員会の審議を経て法務部長官が定める。 前項に従い国籍審議委員会が審議する対象は次の各号の通りである。 1. 中央行政機関の長, 国会事務総長, 法院行政処長又は憲法裁判所事務処長等が推薦した者 2. 公共機関・団体の長, 4 年制大学の総長その他これに準ずる機関・団体の長が推薦する者で法務部長官が認定する者 3. 受賞, 研究実績, 経歴等で国際的權威を認められている者で法務部長官が認定する者
第 7 条 ~ 第 10 条 (略)
第 11 条(外国国籍の放棄方式等) 法第 10 条第 1 項又は第 2 項に従い外国国籍を放棄しようとする者はその期間内に外国国籍を放棄(喪失)する手續を終え, その外国の領事若しくは関連公務員が発給した国籍放棄(喪失)証明書



<p>又はそれに準ずる書類（以下「国籍放棄証明書」という）を遅滞なく事務所長等に提出しなければならない。</p> <p>事務所長等は第1項に従い国籍放棄証明書を提出した者について外国国籍放棄確認書を交付しなければならない。</p> <p>法第10条第2項に従い大韓民国国籍で外国国籍を行使しない旨を誓約（以下「外国国籍不行使誓約」という）をしようとする者はその期間内に法務部令に定める外国国籍不行使誓約書を作成し事務所長等に提出しなければならない。ただし、外国国籍不行使誓約は国内に住所を置いている状態に限りこれを行うことができる。</p> <p>事務所長等は第3項に従い外国国籍不行使誓約書を受付けたときには遅滞なくこれを法務部長官に送付しなければならず、法務部長官がその誓約を受理したときには外国国籍不行使誓約書を提出した者に対して外国国籍不行使誓約確認書を交付しなければならない。</p> <p>事務所長等は法第11条の2第2項に従い外国国籍を放棄した者が国籍放棄証明書を提出しその確認書を申請する場合には外国国籍放棄確認書を交付しなければならない。</p> <p>第2項から第5項までの規定による外国国籍放棄確認書・外国国籍不行使誓約書・外国国籍不行使誓約確認書の書式等に関して必要な事項は法務部令で定める。</p>
<p>第12条(外国国籍放棄事実証明の要求) 法務部長官は法第10条第1項に規定する者（第13条第1項又は第3項に従い国籍放棄証明書等を提出したか外国国籍不行使誓約書を提出した者は除く）に対してその期間が経過した後その外国国籍を放棄したのかどうかを確認する必要があるときはその放棄事実を証明することを要求することができる。</p> <p>～（略）</p>
<p>第13条(外国国籍放棄が困難な者等) 法第10条第2項第5号に規定する者は次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国の法律及び制度に基づき外国国籍の放棄が不可能かそれに準ずる事情が認定される者</li> <li>2. 大韓民国の国籍を取得した後、相当の期間内に外国国籍の放棄手続を開始していたか外国の法律及び制度に基づき法第10条第1項に規定する期間内に国籍放棄手続を終えるのが困難な事情を証明する書類を事務所長等に提出した者</li> </ol> <p>第1項第2号に該当する者は外国国籍の放棄手続を終えたときには遅滞なく国籍放棄証明書等を事務所長等に提出しなければならない。</p>
<p>第14条(外国国籍未放棄者等に対する処遇) 大韓民国の国籍を取得しても法第10</p>

条第 1 項又は第 2 項による外国国籍の放棄や外国国籍不行使誓約手続を終えていない者については関係法令で定めるところに従い出入国、滞留、住民登録又は旅券発給等に関して大韓民国国民としての処遇を制限することができる。

第15条 (略)

第16条(複数国籍者の意義等) 法第11条の2第1項で「その他本法に従い大韓民国国籍と外国国籍を共に有することになった者」とは次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。

1. 法第10条第2項に従い外国国籍不行使誓約をした者
  2. 大韓民国の国民で法第15条第2項に従い外国国籍を取得することになった後6カ月内に法務部長官に大韓民国の国籍の保有の意思を申告した者
  3. 法律第10275号国籍法一部改正法律附則第2条第1項に従い法務部長官に外国国籍不行使誓約をし大韓民国の国籍を再取得したか同条第2項に従い外国国籍を再取得した後に外国国籍不行使誓約をした者
- 満20歳になる前に法第12条第3項各号のいずれか一つに該当することになった者は満20歳になったときから同条第2項本文の期間を計算する。

第16条の2(永住する目的なく滞留した状態) 法第12条第3項で「直系尊属が外国で永住する目的なしに滞留した状態で出生した者」とは父又は母が外国に生活基盤を置かないまま外国の市民権や永住権を取得した状態又はそれに準ずる滞留状態で出生した者ではない者をいう。

第1項の「それに準ずる滞留状態で出生した者」の類型及びその他必要な事項は法務部令で定める。

第17条(大韓民国国籍の選択手続等) 複数国籍者で法第13条第1項、第2項ただし書に従い大韓民国の国籍を選択しようとする者は法第12条が定める期間内に外国国籍を放棄又は喪失する手続を終え若しくは外国国籍不行使誓約をした後、法務部令で定める国籍選択申告書を作成し事務所長等に提出しなければならない。

複数国籍者で法第13条第2項本文、第3項に従い大韓民国国籍を選択する旨を申告しようとする者は外国国籍を放棄又は喪失する手続を終え、法務部令に定める国籍選択申告書を作成し事務所長等に提出しなければならない。

事務所長等は第1項及び第2項に従い申告書を受付けたときには遅滞なくこれを法務部長官に送付しなければならない。

法第13条第3項で「出生当時に母が子女に外国国籍を取得させる目的で外国で滞留中であつた事実が認められた者」とは、国内に生活基盤を置いている母が妊娠した後に子女の外国国籍取得を主たる目的にして出国し外国で滞留する間に出生した者をいう。ただし、父又は母が永住、留学、勤務等社会通念上相当の事由で外国に滞留中に出生した者は除かれる。

韓国の新しい国籍法（趙）

法務部長官は第1項から第3項までの規定に従い国籍選択申告を受理したときはその事実を遅滞なく本人及び登録基準地の家族関係登録官署の長に通報しなければならない。

第1項及び第2項による外国国籍放棄（喪失）・外国国籍不行使誓約及びこれについての各確認書方式は第11条（第3項ただし書の規定は除く）を準用する。

第18条(大韓民国国籍の離脱手続等) 複数国籍者で法第14条第1項に従い大韓民国の国籍を離脱する旨を申告しようとする者は法務部令で定める国籍離脱申告書を作成し住所地管轄の在外公館の長に提出しなければならない。在外公館の長は遅滞なくこれを法務部長官に送付しなければならない。

法務部長官は第1項に従い提出された国籍離脱申告が法第14条第1項に規定された国籍離脱の要件を備えている場合に限りこれを受理する。

法務部長官は第1項と第2項に従い国籍離脱申告を受理したときはその事実を官報に告示し受付地の在外公館の長を経由して本人に知らせなければならない。登録基準地家族関係登録官署の長に通報しなければならない。

法務部長官は国籍離脱者が住民登録をしているときにはその住民登録官署の長にもその事実を通報しなければならない。

第3項又は第4項に従い登録基準地の家族関係登録官署の長又は住民登録官署の長に通報する書類には次の各号の事項を記さなければならない。

1. 国籍離脱者の姓名，生年月日，性別及び登録基準地
2. 国籍離脱の原因及び年月日
3. 外国国籍

第18条の2(国籍選択命令の手続等) 法第14条の2第1項及び第2項に従い法務部長官が国籍選択命令をするときには法務部令で定める国籍選択命令書を本人，家族，事実上の扶養者の順に直接交付するか書留郵便で送付しなければならない。

国籍選択命令書の交付や送付が困難な場合には官報に掲載する方法によることができ，官報に掲載して14日が経過した日にその効力が発生する。

法第14条の2第1項及び第2項に従い法務部長官から国籍選択命令を受けた者が大韓民国の国籍を選択しようとするときは第17条の手続により，大韓民国の国籍を離脱しようとするときは第18条の手続による。

法第14条の2第2項で「誓約に著しく反する行為」とは外国国籍不行使誓約をした者が次の各号のいずれか一つに該当する行為をした場合をいう。

1. 反復して外国旅券で大韓民国を出入国するか外国国籍を行使する目的で外国人登録又は居所申告をした場合
2. 正当な事由なく大韓国内で外国旅券等を利用し国家・地方自治団体，公共機関，公共団体又は教育機関等を相手に外国人としての権利を行使し

<p>たか行使しようとした場合 法務部長官は関係機関又は在外公館の長に複数国籍者の国内・外の住所地の確認等必要な事項を照会をすることができる。</p>
<p>第18条の3 (大韓民国国籍の喪失決定手続等) 法第14条の3 第1項による聴聞の対象者は第28条による国籍審議委員会の審査を経て法務部長官が決定する。 法第14条の3 第1項第2号は次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。 1. 法務部令が定める罪名で7年以上の懲役又は禁固の刑を宣告されその刑が確定した場合 2. その他これに準ずる行為で法務部長官が定める場合 法第14条の3 第1項本文の聴聞手続に関しては聴聞に関する行政手続法の規定を準用する。</p>
<p>第18条の4 (複数国籍者に関する通報手続等) 法第14条の4 第1項による通報はその公務員が属する機関の住所地を管轄する事務所長等にしなければならない。ただし、在外公館の長が通報する場合には法務部長官が別に定める。 第1項に従い通報する書類には次の各号の事項を記し、その者が複数国籍を保有した原因及び年月日を証明する書類又は所持する外国旅券の写しを添付しなければならない。 1. ハングル姓名・生年月日・性別及び登録基準地等の人的事項 2. 外国国籍の英文姓名及び生年月日 事務所長等は第1項に従い通報を受けたかその職務上複数国籍者を発見したときは複数国籍者記録表を作成し法務部長官に送付しその副本を備置しなければならない。</p>
<p>第19条～第20条 (略)</p>
<p>第21条 (国籍喪失者の処理) 法務部長官は次の各号の1の場合には遅滞なくその事実を官報に告示し、その登録基準地の家族関係登録官署の長に通報しなければならない。 1. 大韓民国国籍を喪失しても登録基準地で抹消されていない者をその職務上発見した場合 2. 複数国籍者が法第14条の2による国籍選択の命令を受けてもこれに従わず大韓民国国籍を喪失した場合 3. 複数国籍者が法第14条の3による国籍喪失決定を受け大韓民国国籍を喪失した場合 4. 第20条による国籍喪失の申告や通報を受理した場合 第1項の場合には第18条第4項及び第5項を準用する。</p>

第22条～第24条（略）	
第25条(外国に住所を置いている者の申告又は申請)	法第3条第1項, 法第9条第1項, 法第11条第1項, 法第13条第1項・第2項, 法第15条第2項, 法第16条第1項による申告や申請をしようとする者が外国に住所を置いているときには住所地管轄の在外公館の長にも申告書や申請書を提出することができる。 ～（略）
第26条（略）	
第27条(許可等の取消の基準・手続等)	法務部長官は次の各号の者について法第21条第1項に従い帰化許可, 国籍回復許可又は国籍保有判定を取消することができる。 1.～4.（略） 法務部長官は法第21条第1項に従い帰化許可, 国籍回復許可又は国籍保有判定を取消したときは当事者に疎明する機会を設けなければならない。ただし, 当事者の所在を知ることができないか当事者が疎明資料の提出の要求に正当な理由なく2回以上応じなかった場合にはその限りでない。 法務部長官が法第21条第1項に従い帰化許可, 国籍回復許可又は国籍保有判定を取消したときはその事実を遅滞なく官報に告示し本人及び登録基準地の家族関係登録官署の長に通報しなければならない。 第3項の場合には第18条第4項を準用する。 第3項及び第4項に従い官報に告示する事項及び登録基準地の家族関係登録官署の長又は住民登録官署の長に通報する事項には国籍取消当事者の人的事項（姓名, 生年月日, 性別及び登録基準地）及び国籍取消年月日を記さなければならない。
第28条(国籍審議委員会)	法務部長官は次の各号の事項を審議するために国籍審議委員会を置く。 1. 法第7条第1項第3号に関する事項 2. 法第14条の3に関する事項 3. その他法務部長官が国籍業務に関して委員会に審議を要請する事項 国籍審議委員会の委員は関係機関の公務員と民間専門家で構成する。 国籍審議委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は法務部令で定める。
第29条(権限の委任)	法務部長官は法第22条の規定に従い法第3条, 第11条, 第13条, 第16条の規定による権限を法務部令が定めるところに従い事務所長等に委任する。

附則 第00000号, 2010.0.0

第1条(施行日) 本令は2011年1月1日から施行する。

第2条(国籍の再取得の申告手続等) 法律第10275号国籍法一部改正法律附則第2条第1項に従い大韓民国の国籍を再取得しようとする者は法附則第2条第1項で規定した期間内に外国国籍を放棄するか喪失する手続を終えるか若しくは外国国籍不行使誓約をして、法務部令で定める国籍取得申告書を作成し事務所長等に提出しなければならない。

法律第10275号国籍法一部改正法律附則第2条第2項に従い外国国籍を再取得した者は法務部令で定める外国国籍不行使誓約書及び添付書類を事務所長等に提出しなければならない。

事務所長等は第1項及び第2項による申告書等を受付けたときには遅滞なくこれを法務部長官に送付しなければならない。

法務部長官は第1項と第3項に従い国籍取得申告を受理したときにはその事実を遅滞なく官報に告示し本人及び登録基準地の家族関係登録官署の長に通報しなければならない。

第1項及び第2項による外国国籍放棄(喪失)、外国国籍不行使誓約及びこれについての各確認書の方式は第11条を準用する。ただし、第2項の場合には第11条第3項ただし書の規定は準用されない。

第1項及び第2項による誓約を終えて複数国籍者になった者については第12条第1項本文は適用されない。

韓国の新しい国籍法（趙）

国籍法施行規則一部改正案（抄，2010年9月29日立法予告案）

（注）改正案条項組込版

第1条～第6条（略）
第6条の2（本国犯罪経歴証明書等の提出） 法務部長官は必要な場合帰化又は国籍回復許可の申請者に対して本国政府の犯罪経歴証明書等その他これに準ずる書類を提出させることができる。
第7条（削除） 第8条（略）
第8条の2（外国国籍不行使誓約書の書式等） 令第11条第3項に規定する外国国籍不行使誓約書は別紙第5号の2書式による。 法第10条第2項第5号に該当し令第11条第3項に従い誓約しようとする者は令第13条第1項各号に該当することを証明する書類をその誓約書に添付しなければならない。 令第11条第4項に規定する外国国籍不行使誓約確認書は別紙第5号の3書式による。
第9条（削除） 第10条（略）
第10条の2（永住権に準ずる滞留状態で出生した者） 令第16条の2第1項で「それに準ずる滞留状態で出生した者」とは次の各号に該当する者をいう。 1．外国で出生した男子で出生以後に父又は母が外国の永住権又は市民権を取得した者 2．父又は母が外国に滞留しながら外国の永住権又は市民権を申請した状態で出生した男子 3．外国で出生した男子で出生以後に父又は母が外国の永住権又は市民権を申請した者 4．外国で出生した男子で国籍離脱申告の前までに父又は母が外国で17年以上継続して居住した者 永住権制度のない国は最長期の滞留ビザ又は居住許可証を永住権に代わるものとみなし，市民権という用語を使用しない国は国籍を市民権に代わるものとみなす。
第11条（国籍選択申告書等の書式及び添付書類） 令第17条第1項に規定する国籍選択申告書は別紙第7号書式による。 第1項の国籍選択申告書に添付しなければならない書類は次の通りである。 1．家族関係記録事項に関する証明書

<p>2. 外国国籍を放棄した事実及び年月日を証明する書類又は外国国籍不行使誓約書</p> <p>3. 外国国籍を取得した事由及び年月日を証明する書類</p> <p>4. 法第13条第3項で規定した者に該当しないことを証明する書類で法務部長官が定める書類（令第17条第1項に従い外国国籍不行使誓約をする者に限る）</p> <p>5. 法第12条第3項第1号に該当することを証明する兵役関連書類（法第13条第2項ただし書に従い外国国籍不行使誓約をする者に限る）</p>
<p>第11条の2（外国国籍を取得させる目的のない滞留状態で出生した者） 令第17条第4項ただし書の条項で「社会通念上相当の事由で外国で滞留中に出生した者」とは次の各号に該当する者をいう。</p> <p>1. 出生した日を前後して父又は母が外国の永住権や市民権を取得した者</p> <p>2. 出生した日を前後して父又は母が留学、勤務等の事由で2年以上継続して外国で滞留した者</p> <p>3. その他第1号及び第2号に準ずる事情があると法務部長官が認めたる者</p>
<p>第12条の2（国籍選択命令書の書式） 令第18条の2第1項に規定する国籍選択命令書は別紙第8号の2書式による。</p>
<p>第12条の3（国籍の喪失決定事由に該当する罪名） 令第18条の3第1項（2項？）第1号で「法務部令で定める罪名」は次の各号の罪をいう。</p> <p>1. 「刑法」第2編第24章殺人罪、第32章強姦と醜行の罪又は第38章窃盗と強盗の罪の強盗の罪</p> <p>2. 「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」違反の罪</p> <p>3. 「麻薬類管理に関する法律」違反の罪</p> <p>4. 「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第5条の2・第5条の4・第5条の5・第5条の9又は第11条違反の罪</p> <p>5. 「暴力行為等処罰に関する特別措置法」第4条違反の罪</p> <p>6. 「保健犯罪取締に関する特別措置法」違反の罪</p>
<p>第12条の4（複数国籍者の記録管理） 令第18条の4第3項に従い複数国籍者の記録表に作成する事項は次の通りである。</p> <p>1. 大韓民国国籍のハングル姓名・生年月日・性別及び国内住所</p> <p>2. 外国国籍の英文姓名・生年月日及び外国住所</p> <p>3. 大韓民国国籍及び外国国籍の取得事由及び取得日</p> <p>4. 兵役義務に関連のある者は兵役事項</p> <p>5. その他法務部長官が定める事項</p> <p>複数国籍者の記録表の作成及び管理は情報化業務処理手続によってすることができる。</p>



<p>第13条～第15条(略)</p>
<p>第15条の2(国籍審議委員会の構成) 国籍審議委員会(以下「委員会」とい う)は委員長1人と12人以内の委員で構成する。 委員長は法務部出入国・外国人政策本部長がなり、委員は法務部の国籍・ 統合政策団長と関係機関公務員及び民間専門家の中から法務部長官が任命又 は委嘱する者とする。 委員会の事務を処理するために監事1人を置き、監事は国籍・難民課長と する。 民間専門家に該当する委員の任期は1年とするが再任することができる。 ただし、委員の任期中に欠員が生じて委嘱された委員の任期は前任者の残余 期間とする。</p>
<p>第15条の3(国籍審議委員会の運営) 委員長は委員会を代表し、委員会の職 務を総括する。 委員長は止むを得ない事由で職務を遂行できないときには委員長が指名す る委員がその職務を代行する。 委員会の会議は法務部長官の要請があるか委員長が必要と認めたときに委 員長が招集し委員長はその議長になる。 委員会の会議は在籍委員の過半数の出席で開議し、在籍委員の過半数の出 席と出席委員過半数の賛成で議決する。 委員長は委員会の審議事項に関して必要と認めるときには関係人を出席さ せて意見を聞くことができる。 委員長は緊急を要するか若しくは特別の事由がある場合には書面で審議さ せることができる。 本規則で規定したことの外に委員会の運営に関して必要な事項は委員らと の協議を経て委員長が定める。</p>
<p>第15条の4(権限の委任) 法務部長官は令第29条による権限のうち次の各号の権 限を事務所長等に委任する。 1. 法第3条による国籍取得申告の受理及び令第2条第3項で規定した事項 2. 法第11条による国籍再取得申告の受理及び令第15条第3項で規定した事項 3. 法第13条による国籍選択申告の受理及び令第17条第5項で規定した事項 (外国国籍を放棄し国籍選択申告する場合に限る) 4. 法第16条による国籍喪失申告や通報の受理及び令第21条で規定した事項</p>
<p>第16条(翻訳文の添付) 令及び本規則の規定による申請又は申告に関して事務所 長等に提出する書類が外国語で作成されているときには翻訳文を添付しなけれ ばならず、その翻訳文には翻訳者の姓名と連絡所を記載しなければならない。</p>

第17条(証明書の交付) 事務所長等は大韓民国の国籍を喪失した者及び本規則によって申請書又は申告書を提出した者から申請があるときには、その事実についての証明書を交付する。

事務所長等は帰化許可等で大韓民国国籍を取得した者から申請があるときにはその事実についての証明書を交付する。

第 1 項の規定による証明書は別紙第12号書式により、第 2 項の規定による証明書は別紙第13号書式による。

第18条(手数料) 国籍業務に関する各種許可申請・申告及び証明書等の発給に関する手数料は次の各号の通りである。

1. 帰化許可申請 ( 1 人につき、随伴取得者を除く) 10万ウォン
2. 国籍回復許可申請 ( 1 人につき、随伴取得者を除く) 5万ウォン
3. 国籍取得申告 ( 1 人につき) 1万ウォン
4. 国籍再取得申告 ( 1 人につき) 1万ウォン
5. 国籍離脱申告 ( 1 人につき) 1万ウォン
6. 国籍保有申告 ( 1 人につき) 1万ウォン
7. 外国国籍放棄確認書 発給 ( 1 通につき) 1千ウォン
8. 外国国籍不行使誓約確認書 発給 ( 1 通につき) 1千ウォン
9. 第17条の規定による証明書の発給 ( 1 通につき) 1千ウォン

第 4 条第 3 項に従い外部専門機関に委託実施する筆記試験に応試しようとする者は第 1 項第 1 号で定めた手数料の外に筆記試験に伴う応試料を別に負担しなければならない。

第 1 項に規定する手数料はその金額に該当する政府収入印紙で納付する。ただし、在外公館では現金、その現金に相当する外国貨幣又はその納入を証明する証票等でこれに代えることができる。

附則 ( 略 )

韓国の新しい国籍法（趙）

[別紙 第5号の2書式] 新設

**外国国籍不行使誓約書**

姓 名	韓国名	(漢 字)			性 別	男	写 真 3.5 cm × 4.5 cm
	外国名					女	
生 年 月 日	・ ・	出生地		外国国籍			
住 所							
登録基準地					電 話		
大韓民国 国籍取得日	・ ・ ・				電子郵便 (e-mail)		
誓約類型	法第10条第2項 1号 2号 3号 4号 5号				法第13条 第1項 第2項ただし書	附則第2条 第1項 第2項	
<p>1. 本人は大韓民国国籍を取得・選択・保有することに関して次の通り誓約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大韓民国国民としての義務を忠実に履行します。</li> <li>○ 大韓国内はもちろん出入国をするとき大韓民国国民としてだけ処遇されることを良く知っているので外国旅券を使用若しくは外国人登録をするなど外国国籍を行使することはありません。</li> </ul> <p>2. 若し本日以後に本人が上記内容に違反する行為をする場合には懈怠料の賦課等の制裁を含め国籍法第14条の2による国籍選択命令若しくは国籍法第14条の3による国籍喪失決定などの不利益を甘受することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">誓約人</p> <p>法務部長官 貴下</p>							
受付日時				受付番号			確認

[別紙 第5号の3書式] 新設

外国国籍不行使誓約確認書					処理時間
					即時
姓 名	韓国名	(漢 字)		性別	男
	外国名				女
生年月日		外国国籍			写真 3.5 cm × 4.5 cm
住 所					
登録基準地				電 話 番 号	
大韓民国 国籍取得日		誓 約 日		出 生 地	
大韓民国 国籍取得原因	出生		国籍取得日	帰化	
	国籍回復		随伴取得	その他( )	
誓 約 類 型	法第10条第2項 1号 2号 3号 4号 5号		法第13条 第1項 第2項ただし書	附則第2条 第1項 第2項	
<p>上記の者は「国籍法」第10条、第13条及び附則第2条に従い 外国国籍不行使の誓約を行ったことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">法 務 部 長 官 (職 印 省 略)</p>					
発給番号	年 号	確認者： 職級 電 話：                      姓                      名                      (印)			

韓国の新しい国籍法（趙）

[別紙 第7号書式] 改正 2007.12.31

**国籍選択申告書**

申告人	姓名	韓国名	(漢字)		性別	男	写真 3.5 cm × 4.5 cm	
		外国名				女		
	生年月日			出生地				
	住所					外国国籍		
						電話		
登録基準地					電子郵便 (e-mail)			
複数国籍	大韓民国国籍	取得日	年 月 日					
		取得原因	出生 ( )		その他 ( )			
	外国国籍	取得日	年 月 日					
		取得原因	出生 ( )		その他 ( )			
家族	関係	姓名	職業	国籍	住所			
外国国籍放棄日時		. . .		外国国籍不行使 誓約日時	. . .			
<p>「国籍法施行令」第17条に従い外国国籍を放棄して国籍選択申告書を提出する。</p> <p>添付： 1. 家族関係記録事項に関する証明書                  2. 外国国籍を取得した事由及び年月日を証明する書類                  3. 外国国籍を放棄した事実及び年月日を証明する書類又は外国国籍不行使誓約書                  4. 「国籍法」第13条第3項に規定する者に該当しないことを証明する書類                  (外国国籍不行使誓約者に限る)                  5. 兵役関連証明書類(「国籍法」第13条第2項ただし書に従い誓約する者に限る)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申告人 (法定代理人)</p> <p>法務部長官 貴下</p>								
受付日時			受付番号			確認		

[別紙第 8 号の 2 書式] 新設

**国籍選択命令書**

対象者	姓名	韓国名	(漢字)	性別	男
		外国名			女
	生年月日			外国国籍	
	住所				
根拠規定	国籍選択期間徒過 (国籍法第14条の2第1項)				
	外国国籍不行使誓約違反 (国籍法第14条の2第2項)				
<p>1. 国籍法第14条の2に従い貴下に一つの国籍を選択することを命ずる。</p> <p>2. 貴下は本命令書を受けた日から下記に記載された期間内に外国国籍を放棄し大韓民国国籍を選択するか、大韓民国国籍を離脱しなければならない。</p> <p>3. 期間内に何らの選択もしない場合、その期間が経過したときに大韓民国の国籍を喪失することになります。</p> <p>国籍選択期間徒過： 1年 (法第14条の2第1項違反)</p> <p>外国国籍不行使誓約違反者： 6カ月 (法第14条の2第2項違反)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法 務 部 長 官</p>					
発給番号	年 号	確認者：職級 姓名 電 話：			